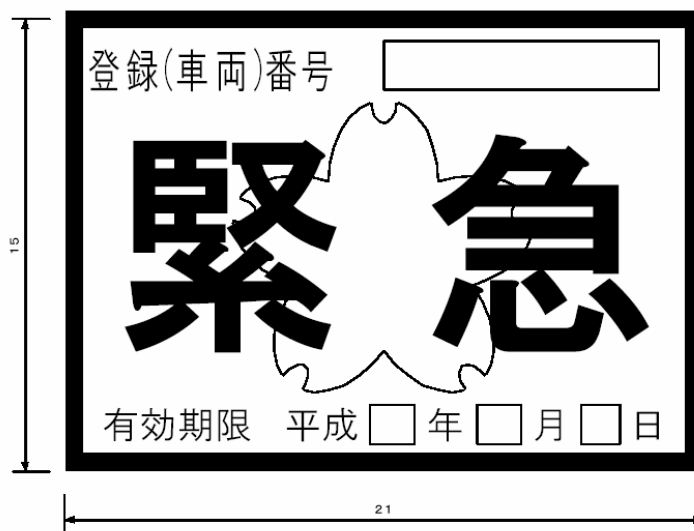


1 1 - 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書

1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

## 1 1 - 2 緊急通行車両事前届出申請要領

### 1 事前届出手続

香川県公安委員会は、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合等において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止または制限を行う。

この場合、道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策活動等に従事する車両は、県知事又は県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができないことから、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等について使用される車両について緊急通行車両等の事前届出制度を行う。

### 2 対象車両

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両
- (2) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両
- (3) 原子力災害特別措置法の規定に基づく緊急通行車両
- (4) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両

### 3 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代表者を含む。）

### 4 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、香川県警察本部交通規制課に申請

### 5 提出書類

- (1) 緊急通行車両等事前届出書 2 通
- (2) 申請車両の自動車検査証の写し 1 通
- (3) 疎明資料

輸送協定書、その他業務内容を疎明する書類 1 通（指定行政機関以外は、指定行政機関との協定書の写し、上申書）

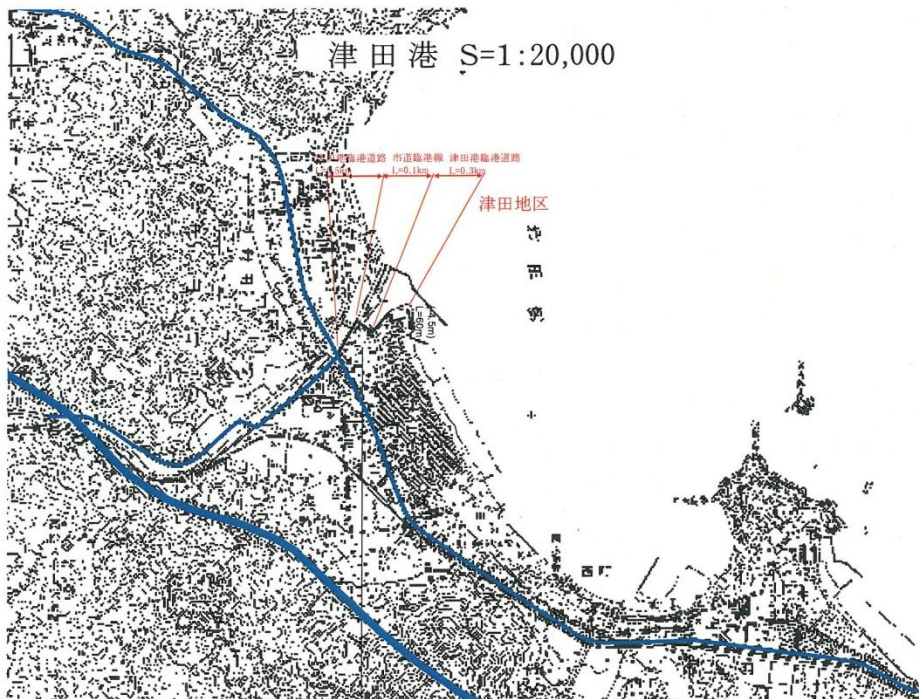
<p>地震防災原害護 子国民保</p> <p>応急対策用 措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出書</p> <p>香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話)</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>印</p>	<p>地震防災原害護 子国民保</p> <p>応急対策用 措置用</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県公安委員会</p> <p>印</p>
<p>番号標に標示 されている番号</p> <p>車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)</p>	<p>(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察署又は警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。</p>
<p>使用者</p> <p>住所</p> <p>( ) 局 番</p>	
<p>氏名</p>	
<p>出 発 地</p> <p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。</p>	



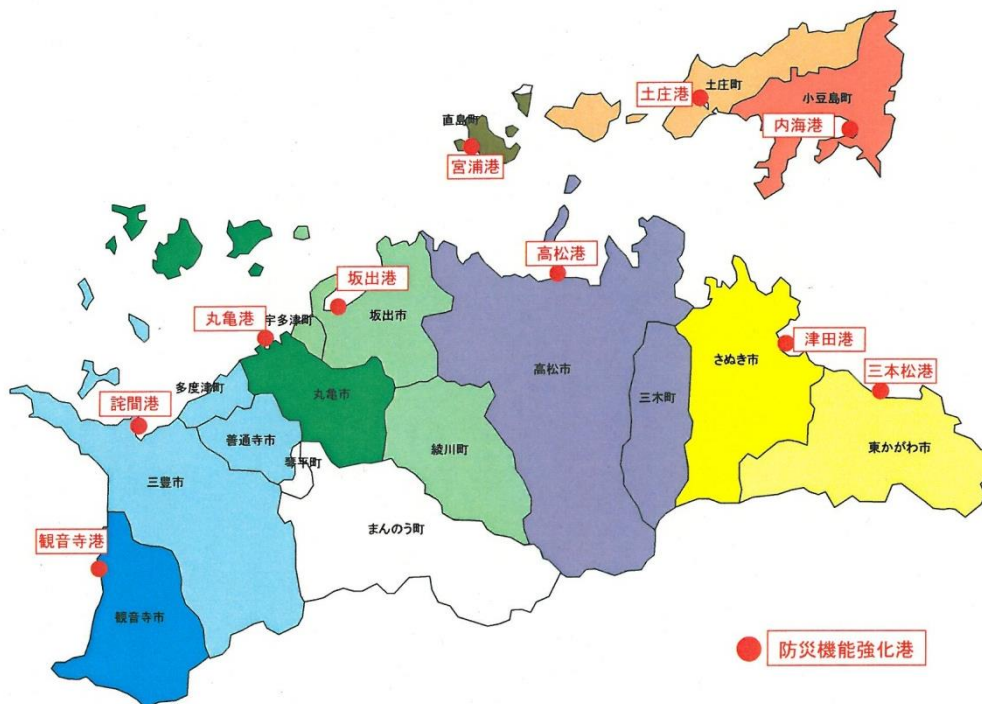
1 1 - 5 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

港湾名	地区名	輸送確保路線への連絡経路
津田港	津田地区	→津田港臨港道路→市道臨港線→津田港臨港道路→国道 11 号

○津田港



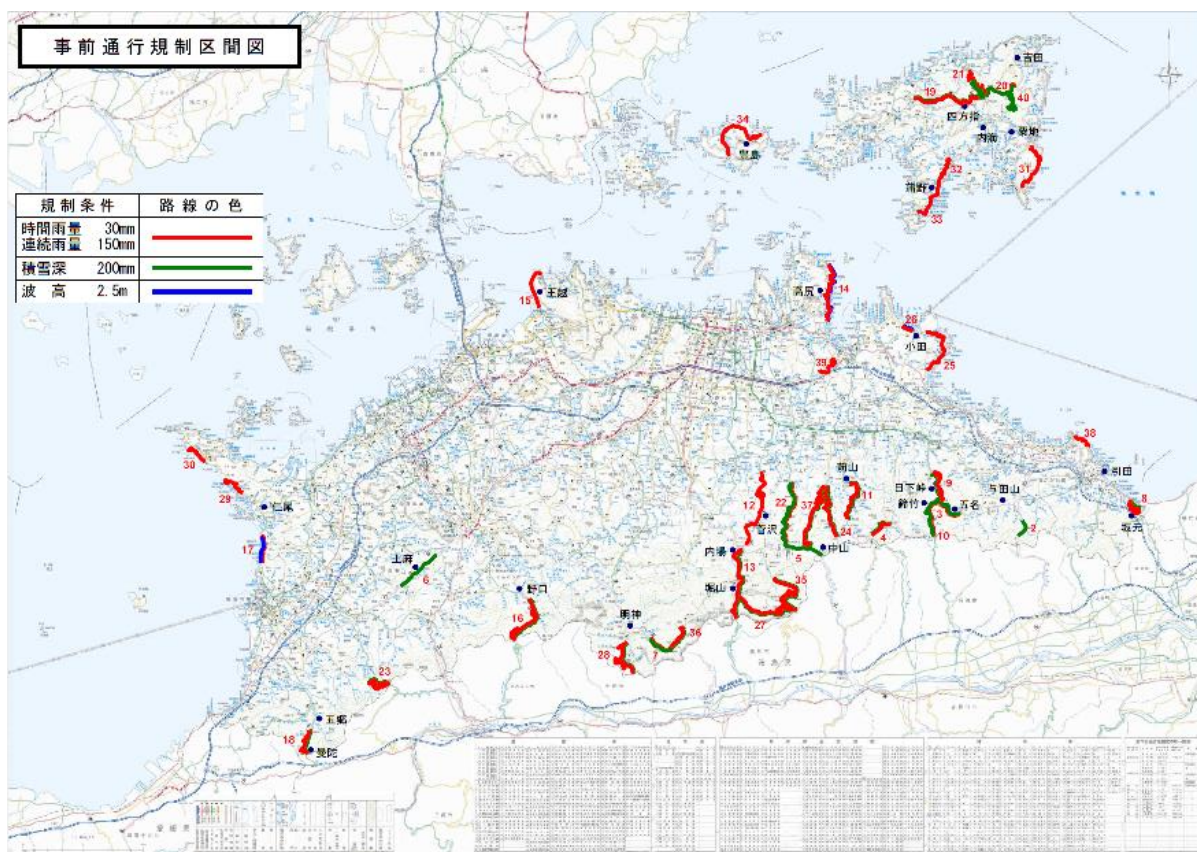
< 県内耐震岸壁整備計画図 >



1 1 - 6 異常気象時における道路通行規制基準

No.	路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H17(台/日)	規制条件(通行止)		危険内容	備考
			所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所 道路モニター		
4	国道377号	長尾	さぬき市多和	18.4 ～ 20.9	2.5	600	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	中山観測所	落石 土石崩壊 積雪	主 志度山川線
9	津田川島線	"	さぬき市大川町田面 東かがわ市五名	6.8 ～ 11.4	4.6	1,800	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	日下峠観測所	落石 土石崩壊 積雪	国 国道337号
11	志度山川線	"	さぬき市前山字大多和 さぬき市多和字額	11.5 ～ 15.0	3.5	3,900	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	前山観測所	落石 土石崩壊 積雪	- 多和三木線
25	志度小田津田線	"	さぬき市小田奥の谷 さぬき市津田町津田平畑	6.1 ～ 11.7	5.6	1,100	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	小田観測所	落石 土石崩壊	国 国道11号
26	大串鴨部線	"	さぬき市小田興津 さぬき市小田西浜	2.5 ～ 3.3	0.8	300	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 波浪 2.5m	小田観測所	落石 土石崩壊 波浪	国 国道11号
39	太田上町志度線	"	さぬき市志度八丁地 木田郡三木町立石	10.1 ～ 12.9	2.8	400	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	志度観測所	落石 土石崩壊	迂回路なし

1 1 - 7 異常気象時道路通行規制箇所図



1 1 - 8 さぬき市物流拠点予定施設

番号	施設名	所在地	備考
1	ツインパル長尾 多目的アリーナ	さぬき市長尾名 1494 番地 1	
2	神前体育館	さぬき市寒川町神前 1576 番地 5	

1 1 - 9 香川県民間物流拠点一覧

番号	事業者名	施設名	施設の種類	所在地
1	日本通運(株)	高松ターミナル	トラックターミナル	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運(株)	郷東町第 3 号倉庫	倉庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸(株)	三豊支店	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運(株)	大野原営業所	トラックターミナル	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸(株)	四国支社	トラックターミナル	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送(株)	中讃営業所	倉庫	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	(株)フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨海倉庫(株)	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜 3 番丁 32
9	関西陸運(株)	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20
10	ヤマト運輸(株)	香川土庄センター	倉庫	小豆郡小豆島町蒲生 1928-1